

畜産安全課関係団体運営費補助金交付要綱

平成16年4月1日決裁
平成21年4月1日一部改正
平成31年4月1日一部改正
令和3年4月1日一部改正
令和4年10月1日一部改正

(趣旨)

- 第1条 県は、畜産経営の向上と畜産業の振興及び家畜衛生に関する啓発指導を行う畜産安全課関係団体（以下「関係団体」という。）の組織を充実強化し、その健全な発展を図るため、関係団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費)

- 第2条 補助金の交付対象となる経費は、関係団体の運営に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 会議費
 - (2) 旅費
 - (3) 消耗品費
 - (4) 印刷製本費
 - (5) 役務費
 - (6) 使用料及び賃借料
 - (7) 賃金
 - (8) その他運営費

(補助額)

- 第3条 前条の経費に対する補助額は、別に知事が定めるものとする。

(交付申請書の様式等)

- 第4条 規則第4条第1項の交付申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、その提出期限は別に知事が定めるものとする。
- 2 前項の申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(添付書類の省略)

第5条 規則第4条第2項第1号から第3号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

2 規則第4条第2項第5号の知事が定める事項は次のとおりとする。

- (1) 当該年度の事業計画に関する資料
- (2) 当該年度の収支予算に関する資料

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(概算払い)

第7条 知事は、交付決定額を限度として補助金の概算払いをすることができる。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、知事の要求があったときは、その運営状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第9条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第3号のとおりとし、その提出期限は補助事業の完了後30日以内もしくは当該事業年度の3月31日のいずれか早い日とする。

2 第4条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合にはこれを補助金から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告又は税務官署による決定等の処分により、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を様式第5号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、様式第4号により行うものとする。

(書類の整備等)

第11条 補助事業者は、運営に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備し、当該会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第12条 補助事業者は、様式第6号記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附 則

この要綱は平成16年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成21年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成31年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は令和4年10月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年度畜産安全課関係団体運営費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

所在地
名 称

代表者 氏 名

下記により畜産安全課関係団体運営費補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金の交付申請額 円
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助事業の効果

4 経費の配分

区 分	補 助 事 業 に 要 す る 経 費	負 担 区 分		備 考
		県 費	自 己 負 担	
	円	円	円	
合 計				

5 事業の実施期間

6 収支予算

(1) 収入の部

区 分	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較 増 減		備 考
			増	減(△)	
	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較 増 減		備 考
			増	減(△)	
運 営 費	円	円	円	円	
総額					
うち補助対象経費					
会議費					
旅費					
消耗品費					
印刷製本費					
役務費					
使用料及び賃借料					
賃金					
その他運営費					
計					

7 添付書類

年度事業計画及び収支予算に関する資料

様式第2号（第6条関係）

年度畜産安全課関係団体運営費補助金交付決定通知書

畜安第 号
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付け 番 号で申請のあった 年度畜産安全課関係団体運営費補助金については、下記のとおり交付します。

記

1 交付金額

円

2 支払方法

3 交付条件

- (1) この補助金の使用方法は、申請書記載の事業内容及び経費の配分のとおりとする。
- (2) 補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、知事の承認を受けること。ただし、20%以内の経費の配分の変更についてはこの限りでない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- (4) 補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。

様式第3号（第9条関係）

年度畜産安全課関係団体運営費補助事業実績報告書

番 号
年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

所在地
名 称

代表者 氏 名

年 月 日付け畜安第 号で交付決定の通知を受けた 年度畜産安全課
関係団体運営費補助事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規
定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の交付決定額 円
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助事業の成果

4 経費の配分

区 分	補 助 事 業 に 要 した 経 費	負 担 区 分		備 考
		県 費	自 己 負 担	
	円	円	円	
合 計				

5 事業の実施期間

6 収支決算

(1) 収入の部

区 分	本 年 度 決 算 額	本 年 度 予 算 額	比 較 増 減		備 考
			増	減(△)	
	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本 年 度 決 算 額	本 年 度 予 算 額	比 較 増 減		備 考
			増	減(△)	
運 営 費	円	円	円	円	
総額					
うち補助対象経費					
会議費					
旅費					
消耗品費					
印刷製本費					
役務費					
使用料及び賃借料					
賃金					
その他運営費					
計					

7 添付書類

年度事業実績に関する資料

様式第4号（第10条関係）

年度畜産安全課関係団体運営費補助金交付額確定通知書

畜安第 号
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付け 番 号で実績報告のあった 年度畜産安全課関係団体運営費補助金については、下記のとおり確定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定により通知します。

記

- | | | |
|---------|---|---|
| 1 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 交付確定額 | 金 | 円 |

様式第5号（第9条関係）

年度畜産安全課関係団体運営費補助金に係る消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

所在地
名 称

代表者 氏 名

年 月 日付け畜安第 号で交付決定の通知を受けた 年度畜産安全課
関係団体運営費補助事業について畜産安全課関係団体運営費補助金交付要綱第9条第3項
の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 規則第14条の補助金の額の確定額
（ 年 月 日付け畜安第 号による確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

（注）参考となる資料等を添付すること。

様式第6号（第12条関係）

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

（1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

所在地： _____

事業者名： _____

代表者職・氏名： _____